

令和 2 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第2回) 議事録

1. 令和2年10月15日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のおり

1 番議員 中谷 政人	2 番議員 北尾 学
3 番議員 藤田 茉里	4 番議員 山本 景
5 番議員 岡田 伴昌	6 番議員 久保田 哲
7 番議員 吉田 涼子	8 番議員 大矢 克巳
9 番議員 吉田 裕彦	10 番議員 渡辺 裕
11 番議員 長畑 浩則	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
副管理者 林 有理
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のおり

事務局長 二神 和則
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局副参事 梅垣 信一
事務局副参事 谷辻 和彦
総務課長 太田 広治
施設課長 上村 悟司
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のおり

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員指名
日程第3	会期決定について
日程第4	議会選挙第2号 議長の選挙について
日程第5	認定第1号 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第3号 令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)について
日程第7	一般質問

(時に14時00分)

1. 副議長(吉田裕彦君) はい。皆様こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かと多忙なところご参集賜りまして誠にありがとうございます。本日の議会は交野市の役員改選の関係上、議長が不在となっております。つきましては、地方自治法第106条第1項の規定により議長選出までの間、議長を努めさせていただきます副議長の吉田裕彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて役員改正に伴い9月3日付けにて、副議長あてに交野市より選出派遣議員さんより辞職届の提出があり同日付けにて、辞職を許可いたしましたので、会議規則第85条第3項及び第81条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、役員改選に伴いまして中谷政人議員、北尾学議員、藤田茉莉議員は、引き続きご就任を頂いており、伊崎太陽議員、松本直高議員、友井健二議員に変わりまして新たに岡田伴昌議員、久保田哲議員、山本景議員がご就任されましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

ただ今から令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を開会いたします。開会にあたりまして管理者よりご挨拶をお受けしたいと思っております。管理者どうぞ。

1. 管理者(東修平君) はい。改めまして皆さんこんにちは。

四條畷市交野市清掃施設組合議会 第2回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中を、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、吉田裕彦副議長からご報告がございましたとおり、交野市議会の役員改選によりまして、ご就任いただく議員のご報告がございましたが、引き続きご就任をいただいた議員の皆様方、また、新たにご就任をいただきました議員の皆様方には、今後とも本組合運営にお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、第2回定例会にご提案申し上げます案件は、議会におかれましては、新たに交野市からの派遣議員のご就任に伴います、議長の選挙を。また、私どもからといたしましては、令和元年度本組合会計の歳入歳出決算認定と補正予算の議案について、お願いを申し上げます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご認定並びにご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1. 副議長(吉田裕彦君) ありがとうございました。それでは次に事務局より諸般の報告をいたさせます。

1. 事務局長(二神和則君) 議長。

1. 副議長(吉田裕彦君) 事務局長どうぞ。

1. 事務局長(二神和則君) それではご報告申し上げます。本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日全員のご出席を頂いております。次に臨時議会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る7月31日には6月分を、8月28日には7月分の、9月29日には8月分の現金出納検査を

それぞれ行われ、その結果報告が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しましては、関係書類等は事務局にて保管してございますので、合わせてご報告申し上げます。以上報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（吉田裕彦君） 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

それでは、日程第1 議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定により議長において議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（吉田裕彦君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。

1番中谷政人議員、2番北尾学議員、3番藤田茉莉議員、4番山本景議員、5番岡田伴昌議員、6番久保田哲議員、7番吉田涼子議員、8番大矢克巳議員、9番私、10番渡辺裕議員、11番長畑浩則議員、12番岸田敦子議員、以上の議席をもって決定いたします。

ここで、議案書の差し替えをさせていただきます。

次に、日程第2 会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。10番渡辺裕議員、11番長畑浩則議員を指名いたします。

次に、日程第3 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和2年10月15日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（吉田裕彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

次に日程第4 議会選挙第2号 議長の選挙についてを議題といたします。

なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（吉田裕彦君） ご異議なしと認めます。議長の選挙について、交野市の岡田 伴昌議員からご報告をお願いいたします。岡田議員どうぞ。

1. 5番議員（岡田伴昌君） 交野市の岡田でございます。議長のお許しを頂きましてご報告させていただきます。議長の選挙につきましては、協議をいたしました結果、議長には交野市から久保田哲議員を推挙したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 副議長（吉田裕彦君） ただ今、交野市の岡田伴昌議員よりご報告がありましたとおりで議長には久保田哲議員をご推挙されました。

ここでお諮りいたします。議会選挙第2号 議長の選挙については、ただ今ご推挙されました久保田哲議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（吉田裕彦君） ご異議なしと認めます。よって、議会選挙第2号 議長の選挙については、

推挙のとおり当選されました。本日付けにて久保田哲議員を議長として告知申し上げます。

それでは、久保田哲議員に、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） ただ今議長にご推挙いただきました、交野市の久保田でございます。当施設も稼働から2年半余りが経過いたしておりこの間、大きなトラブルもなく両市から排出されるごみを安定的に処理をされているところであります。この施設組合における現在の課題といたしまして、清滝ごみ焼却施設解体事業がございます。今後、この解体事業を進めていかれると思っておりますが、組合議会といたしましてもしっかりと役割を果たしていきたいと考えておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りたく申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞ1年間よろしくをお願いいたします。

1. 副議長（吉田裕彦君） それでは、ありがとうございます。

皆様には何かとご協力賜り厚くお礼申し上げます。それでは新しい議長と交代をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございます。

1. 議長（久保田哲君） それでは議事を続行させていただきます。日程第5 認定第1号 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたします。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） はい、議長。ただ今議題となりました、認定第1号 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定の内容につきまして、お手元の決算書を元にご説明を申し上げます。事項別明細書、歳入から順次ご説明させていただきますので、10ページ、11ページをご覧頂きたいと存じます。それでは、まず歳入の（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、予算現額14億9,991万7,000円に対しまして、認定額、収入済額いずれも同額の14億9,991万7,000円となっております。内訳といたしましては四條畷市から、約45.01%に相当する、6億7,512万4,000円を。また、交野市から約54.99%に相当する8億2,479万3,000円をそれぞれご負担いただいております。

次に（款）（項）（目）繰越金でございますが、予算現額2,882万5,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の2,882万5,456円となっております。これは、前年度繰越金となっております。次に（款）使用料及び手数料でございますが、予算現額152万4,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の162万5,614円となっております。

（項）使用料（目）総務費使用料でございますが、予算現額151万4,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の161万5,384円となっており、行政財産目的外使用料として収入したものでございます。

次に（項）手数料、12ページ、13ページをご覧頂きたいと存じます。（目）衛生手数料でございますが、予算現額1万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の1万230円となっており、両市のごみ処理証紙販売手数料として収入したものでございます。

次に（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、予算現額8,842万1,000円に対しまして調定額、収入済額、いずれも同額の8,917万5,898円となっております。雑入の主な内

容でございますが、太陽光発電電力売払金、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などの収入でございます。

次に14ページ、15ページをご覧いただきたいと存じます。(款)(項)組合債でございますが、予算現額470万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の470万となっております。

その内容でございますが、(目)衛生債で、予算現額210万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の210万円となっております。内容といたしましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債として210万円を。次に(目)災害復旧事業債で予算現額260万に対しまして調定額、収入済額、いずれも同額の260万となっております。内容といたしましては、大阪湾広域廃棄物処分場災害復旧事業債として260万を借入したものでございます。

以上の内容により令和元年度会計、歳入合計は予算現額16億2,338万7,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の16億2,424万3,968円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。16ページ、17ページをご覧いただきたいと存じます。歳出の部。(款)(項)議会費 (目)組合議会費でございます。予算現額259万6,000円に対しまして236万4,073円を支出し、23万1,927円の不用額となっております。

次に(款)総務費 (項)総務管理費 (目)一般管理費でございます。予算現額1億2,322万4,000円に対しまして、1億2,041万8,965円を支出し280万5,035円の不用額となっております。一般管理費の主な支出の内容でございますが、まず、2 給与では職員7人分の給料2,986万9,200円を始め、3 職員手当等で2,010万6,767円を。引き続き20ページ、21ページをご覧いただきたいと存じます。

13 委託料では2,552万4,944円の支出をいたしております。その主なものは22ページ、23ページをご覧いただきたいと存じます。計量事務等業務、場内除草作業業務、庁舎管理業務、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務などでございます。15 工事請負費では、音声応答装置設置工事で12万1,550円を、24ページ、25ページをご覧いただきたいとございます。19 負担金、補助及び交付金につきましては2,282万8,404円を支出いたしております。その主なものは全国都市監査委員会等及び全国公平委員会等の負担金、構成両市からの派遣職員の給与等に係る負担金などでございます。

次に、(款)衛生費 (項)清掃費 (目)ごみ処理費でございます。予算現額7億6,816万4,000円に対しまして、7億4,730万2,598円を支出し2,086万1,402円の不用額となっております。支出の主な内容でございますが、2 給与では、再任用及び任期付職員を含む職員33名分の給料9,608万8,440円を、引き続き、26ページ、27ページをご覧いただきたいと存じます。3 職員手当等で9,328万2,230円を、11 需用費では、施設の消耗品や公害対策薬品等の購入費、電気、水道などの光熱水費などで9,763万2,758円を、引き続き28ページ、29ページをご覧いただきたいと存じます。13 委託料につきましては4億2,106万8,033円を支出いたしております。その主な内容は、焼却灰などのフェニックスへの搬送業務及び埋立処分、リサイクル施設、有価物の再資源化業務及び処理業務。乾電池などの運搬、処分及び管理業務、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務、引き続き30ページ、31ページをご覧いただきたいと存じます。新ごみ処理施設整備に係る事後調査業務、ごみ処理施設整備及び機器等点検整備業務、リサイクル施設運転管理等業務などでございます。引き続き32ページ、33ページをご覧いただきたい

と存じます。19 負担金、補助金及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業負担金などで510万3,000円を支出いたしております。次に(款)(項)公債費でございますが、予算現額7億2,132万2,000円に対しまして、公債費の元利償還費として7億2,131万7,192円を支出いたしてございます。その内容は元金で6億9,907万7,722円を、利子で2,223万9,470円を支出いたしております。次に、(款)(項)(目)予備費でございますが、予備費の予算現額100万円につきましては充たなく全額不用額となっております。

引き続き34ページ、35ページをご覧いただきたいと存じます。最後に、(款)(項)施設費(目)旧施設解体事業費でございますが、予算現額708万1,000円に対しまして、88万円を支出し620万1,000円を翌年度繰越額として、繰越費逐次繰越いたしました。その内容は、清滝ごみ焼却場施設解体工事計画書等作成業務委託料でございます。以上により令和元年度会計の歳出合計は予算現額16億2,338万7,000円に対しまして、15億9,228万2,828円の支出となり、差引2,490万3,172円が不用額となったものでございます。

次に37ページをご覧いただきたい存じます。実質収支に関する調書でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、歳入総額16億2,424万4,000円に対しまして、歳出総額15億9,228万3,000円の支出となり歳入歳出差引額が3,196万1,000円となり翌年度へ繰り越すべき財源として、1 継続費逐次繰越額として620万1,000円となります。実質収支額は2,576万円となったものでございます。

次に38ページ、39ページをご覧いただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、公有財産の(1)土地及び建物、引き続き40ページのご覧いただきたいと存じます。2 物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。なお、決算書の2ページから5ページにかけまして、歳入歳出の決算数値をかけた歳入歳出の決算数値につきましては、ただ今の事項別明細書説明をもちまして説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、令和元年度主な施策の実績報告書を合わせてお届けさせておりますので簡単にご説明させて頂きたいと存じます。令和元年度主要な施策の実績報告書をご覧いただきたいと存じます。

1ページ、2ページには本組合機構図、令和元年度決算状況の歳入の状況について記載してございます。次の3ページ、4ページには歳出の状況について掲載しております。次の5ページ、6ページには地方債現在高の状況、両市人口及びごみ量の推移について、次の7ページ、8ページには両市1人当たりのごみ量の推移、議会の本会議の開催状況を掲載してございます。次に9ページ、10ページには議会の幹事会の開催状況。管外視察、監査委員の現金出納検査等の実施状況や都市監査委員会の総会及び研修等への参加条件について掲載してございます。

次に11ページには公平委員会の総会及び研修への参加条件について掲載してございます。12ページ以降につきましては、本組合の各課におけます主要な事務事業の実績等の概要を掲載してございます。

まず12ページからは、総務課の業務概要など18ページにかけまして総務課における事務事業などの実績を掲載してございます。

次に19ページからは、管理課の業務概要など33ページにかけまして管理課における事務事業等の実績を掲載してございます。

次に34ページからは施設課の業務概要など37ページにかけまして、施設課における事務事業と実績を掲載してございます。実績報告書につきましては各課の個別事務事業につきましては時間の関係もございまして、本日は具体的に説明出来ませんが、ご理解の程どうぞよろしくお願い致します。以上、誠に簡単ではございますが、令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご認定頂きますようにどうぞよろしくお願い致します。

1. 議長（久保田哲君） 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行なっております。

ただ今から順次質疑を許可いたします。4番山本景議員。

1. 4番議員（山本 景君） はい。それでは歳入歳出決算書に関しまして4点質疑を行います。

1点目といたしまして、地方自治法上、地方公共団体及び一部事務組合における契約については、一般競争入札を原則としておりますが、必ずしも一般競争入札には、随意契約についても可能であるという規定となっておりますが、少額随意契約を除く随意契約の本組合における実施状況を、まず1点目として伺いをいたします。

2点目といたしまして、一般競争入札が原則でありますけれども、一般競争入札と合わせて指名競争入札についても契約の方法としてあるのかなと思っておりますが、一般競争入札と指名競争入札のそれぞれの実施状況をお伺いをいたします。

3点目といたしまして、決算書の13ページの有価物の売却金、アルミであったり鉄であったりそういったものの、売却についてでございますけれども、ごみ等についての資源ごみもそうです。両市で集めて、この組合に搬入をしていると。ところが、売却代金については両市に計上するのではなく、この組合の方に計上しておりますがその考え方、理由について伺いをいたします。

最後の4点目については、この資源ごみのところで、とりわけアルミの方については、今価格はだいぶ下がっていて、それでも1キロで言ったら50円くらいという高い時代であったら100円を軽く超えるような、アルミ缶1つで1円、2円普通についた時代もあったのかなというふうに記憶しておりますが、ごみ収集のある前のその日の早い時間帯にトラックとかを民間の事業者が出して持ち去っていく。これは今でも、普通に発生しており、私については市に対しまして何か対策を求めても、なかなかまい対策っていうのは、これ難しい状況ではあります。まあ、こういった状況、結果として組合の収入が減ってしまうわけではございますが、組合としてどのように考えているのかをお伺いいたします。以上4点、ご答弁をお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 初めに少額随意契約を省く随意契約でございますが、令和元年度におきましては地方自治法施行令第167条2第1項の各号の規程に基づく、本組合随意契約ガイドラインよりガイドラインの2号の適用が21件、3号の適用が1件、5号の適用が4件ございます。続きまして令和元年の契約につきまして、条件付き一般競争入札が23件、指名競争入札が1件となっております。

有価物の収入につきまして、お答えさせていただきます。理由につきましては両市との協議におきまして有価物の収入については、組合の歳入とすることにより両市の分担金の削減をするということでございます。次、持ち去りの対策につきましては両市それぞれが行っている収集に関することに

つきましては組合として把握出来てございません。

1. 議長（久保田哲君） 4番山本景議員。

1. 4番議員（山本 景君） 1から4の答弁の内、1と2と4に対しまして再質を行います。1に關しましては、これは3号の随契にシルバー関係で1件っていうのは、ここはよく分かるのですけれども、この決算書の項目の量からして、いくらなんでも2号随契、これ契約が特殊だからっていう理由だと思えますけれども、それが21件っていうのはかなりのウェイトを占めるのではないかなと思えますが、なぜこうなるのかっていうのを伺いをいたします。2の所に関してですけれども、ほとんどこれ一般競争入札やっていう、これはかなりいいことだとは思いますが。なぜなら原則として一般競争入札、指名競争入札としては、原則一般競争入札となっているんですから、一般競争入札が必須だと思えますけれども、逆に4市リサイクルとか行くと、逆に指名競争入札が普通なんですよ。なぜこちらの組合において一般競争入札をほとんどとしているかとその考え方を伺いをいたします。最後の4のところ再質ですけれども、答弁としては組合として把握していないということなんですけれども、この決算書上載っていて、その載っているところの金額が減るということ。これ、持ち去りによりまして、こちらに載っている金額が減るということで、把握していないというのは答弁としてどうなのかなと思えますが、改めて答弁を求めます。以上です。

1. 事務局（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 奥田次長。

1. 事務局（奥田浩樹君） すいません。まず1点目のガイドライン第2号の適用の21件。なんでこのような多いのかというようなところではございますけれども、この中には入札に入る前の期間、準備期間として2か月間、4月、5月というのを設けている部分もございまして、その辺が11件ということをお大半を占めているというような形でございます。それと一般競争入札の考え方でございまして、基本的には一般競争入札をさせて頂いていると。

で、ここでございまして指名競争入札でございまして、受託者がほとんどないというような形に關しましては、この競争入札を今回適用させて頂いたというような形でございます。

それと、アルミ缶の持ち去りに対して、うちの収入が減っていることに対してのご質問でございまして、この缶の収集につきましてはそれぞれ両市さんがされているところでございまして、うちの方といたしましては入ってきたものを処理をするということとございまして、どちらの処理をしている中で、どちらのアルミ缶が減ったのかっていうのは、缶もビンも一緒に収集してございまして、アルミのどちらの市が減っているとかいうところまでは把握が出来かねますので、組合としてはちょっと把握が難しいということとご答弁させて頂いたものでございまして、以上でございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて、山本景議員の議案質疑を終結いたします。3番藤田茉莉議員。

1. 3番議員（藤田茉莉君） それでは、私の方からも大きく3点について質問させて頂きたいと思えます。

先ほどの議案の説明の所で、ごめんなさい。1点目ですけれども決算書5ページの2 総務費、また3 衛生費のところの不用額の説明でありましたけれども、それぞれ280万5,035円、また2,086万1,402円というところが不用額で挙がってきております。その内容について、説明の所で、冒頭触れていただいておりますけれども、それぞれ人件費等々だという説明でありましたがこ

れだけの特に、衛生費のところですけども、これだけの差が不用額が出ているというところでの改めて詳しい要因について説明をして頂きたいと思います。

2点目ですが、実績報告書の18ページ総務課、また、30ページ管理課、37ページ施設課に記載の業務委託の中で先ほどの山本議員と重なる質問かと思いますがそれでも随意契約のものがどれなのかお尋ねをいたします。また、その随意契約はガイドラインに基づいて、何号の規定によるものでそれぞれ何年続いているものかを合わせて伺いたいと思います。

大きく3点目の質問で、決算書23ページのところにあります、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務委託料と書かれているところです。実績報告書では12ページの4段落目のところについてお尋ねをいたします。まず、当初予算の時には880万円で計上されており、入札の結果275万円と、まあ大幅にその委託料が下がった訳ですが、予算審議の際には、支援業務の内容を支援業務の内容として資料の作成、情報収集、調査、審議会に使う資料作成、議事録の作成などの事務を支援していただくという説明を聞いておりましたが、結果大きな委託料の引き下げとなっているわけですが、支援として説明頂いた内容に変更があったのかどうかお尋ねをいたします。

また当初予算の審議の時にも、ごみ処理施設というのは、健全な市民生活を営む上で非常に公共性の高い分野であり大規模災害時なども含め果たすべき役割や責任が大きく、たった3回の審議会で結論を出すのは拙速すぎることや、市民への合意形成を丁寧に図っていくことなどを、私の質問から指摘や要望をさせて頂いてまいりましたが、実際に審議会はこの間、何回開催され、市民への周知や意見聴取などはこの間、されていないように見受けられるんですけども、どのように行ってこられたのかについて、合わせて伺います。また7月の定例会後の説明の時には、令和2年度中に実施計画書を策定するとの説明を私たち議会として受けましたが、現在の進捗状況について改めて熱回収施設とリサイクル施設を両方民間へ管理運営委託することがどのような内容の経費削減になるとの結論に至ったのか、また技術職も含めまして、運転管理を民間に任せることで直営での技術職員がなくなり、専門的な知識を持つものがない状況になる中で、公私のパワーバランスが大きく変わることが懸念されますけれども、そのリスクについてどのように審議会等々検討をされてきたのかについて改めて説明を求めたいと思います。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 初めに不用額の主なものでございますが、総務費では両市から派遣職員や職員手当等の人件費、衛生費では需用費の消耗品、公害対策品など燃料費、光熱水費、委託料における見込みとの差によるものでございます。

次に業務委託の中での随契につきましてお答えさせていただきます。地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の規定に基づく、本組合随意契約ガイドラインにより総務課においては計量事務等業務がガイドラインの第3号の規定によるもので3年続いており職員健康診断が第1号で12年、OA機器保守が第1号で2年、場内除草作業が第1号で2年、財務会計システム改修が第1号で1年でございます。管理課においては焼却灰及び処理灰埋立処分委託が第2号が28年。処理灰運搬、処理灰搬送業務、受け入れ基準超過分でございますが第1号で2年、処理灰処理業務が受け入れ超過分で第2号で2年。その他ビン残渣資源化業務が第1号で2年、ガラスびん残渣再資源化業務が第2号で3年、スプレー缶処理、乾電池運搬、乾電池処分が第2号で2年、乾電池処分等管理業務が第1号で2年、蛍光灯運搬が第1号で2年、蛍光灯処分が第2号で2年、警備防災業務が第1号で2

年でございます。施設課においては、ボイラー及び冷却水系水質分析管理業務が第2号で2年となっております。

次に支援業務委託につきましてお答えさせていただきます。契約金が大幅に下がっておりますが、業務内容については変わりございません。

次に審議会の開催につきましてお答えさせていただきます。審議会につきましては令和2年1月から3月にかけて3回開催いたしました。審議内容は定性評価と定例評価の重みづけについて、包括委託方式におけるVFMの改善の可能性について、技術継承の観点について、短期運転委託+長期委託、または短期運転委託+長期包括委託のパターンにおける円滑なソフトランディングが可能となる条件について、DBO方式の将来的優位性について、その5点について、審議を頂きました。市民への意見聴取は行ってございませんが、市民に対する周知につきましては組合ホームページに審議会の日程や会議録等の掲載、また審議会の傍聴を行ってまいりました。

次に実施計画の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営の実施計画検討委員会については令和2年6月26日に第1回の検討委員会を開催し、現在まで3回の検討委員会と3回の専門部会を行っているところでございます。今後につきましては検討委員会を月1回のペースで開催し、今年度中には実施計画を作成する予定でございます。

次に委託料の削減につきましてお答えさせていただきます。ごみ処理施設の管理運営のあり方に関わる審議会において熱回収施設とリサイクル施設の委託の方式を令和4年度から令和18年において、短期運転+長期運転委託、若しくは短期運転委託+長期包括委託と仮定しその間において組合職員の配置転換が行われない場合には1次的に2重経費が生じますが、令和19年度以降の基幹的設備改良DBO方式を採用することで、事業費の削減効果が2重経費を上回るシミュレーションであったということでございます。よって令和4年度から18年度までの間において熱回収施設とリサイクル施設の運転管理業務を委託したとしても、令和19年度から想定している。基幹的設備改良DBO事業での運営経費に関わる事業者努力の程度によってトータル経費の削減に期待できるということでございます。

次に、民間委託へのリスクについてお答えさせていただきます。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に関わる審議会におきましては運転管理業務を委託した際には専門的な知識を持つ技術職員の必要性を認識していることから、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方において技術の継承を含め検討した結果、現在における組合の技術職員は施設の運転管理職員とは別に維持管理を行う職員も直営で配置してございます。ごみ処理施設の補修等の必要性の判断や維持管理の必要性の判断は、維持管理の担当職員が行いますことから運転管理を委託しても何ら変わることがございませんので、公共と民間のパワーバランスは現在と変わることはないと認識してございます。

1. 議長（久保田哲君） 3番藤田議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） 再質問させて頂きたいと思います。まず2点目の随意契約の部分で再質問させていただきますが、随意契約のものが多く報告をされました。で、その中で現時点では期間としては2年というものが多かったように思いますが、その中には12年だとか28年だとか、長期間に渡ることもあり特権的とも思えるような委託という状況になっていると私は感じました。業務内容に対し、随意契約が妥当なのかを組合としても見直しをかけていく必要があるのではないかとこのように思います。また業務内容にもよるとは思いますけれども随意契約といっても、一定期間を持って

再度契約更新するに対しても、更新回数を目途を持つておく必要があると思いますが、組合としてはそうした考えを持っているのかどうか伺いたいと思います。

次の大きく3点目のところの再質問ですけれども、1つ目は今回のこのあり方の計画についての市民への周知や意見聴取についてのところで伺います。答弁では、一定傍聴等もやってきたというところで説明が留まっておりますが今回の計画は、どれだけの市民があり方が変わっていくことに対して認識を持っておられるのでしょうか、それです、市民への説明責任はこの状況で十分果たしたというところで、組合としては認識をされているのか改めて伺いたいと思います。

それから、今後の実施計画の流れですけれども、月1回ペースで年度内に仕上げるとの答弁でありましたが、多くてあと5回の検討会が開催されることとなる訳ですが、現時点ではかなり中途半端な状況にあるものと受けとめます。これは次の補正予算にもかかわることですけれども今回の再質問としては、今検討中の実施計画の案が出来た時点で議会への説明と計画書案の段階での、その案の提出を考えているのかどうかを伺いたいと思います。

それから、今後の意向に向けてというところの経費のメリットとして職員の配置転換がない場合には1次的に2重経費がかかるという答弁がありました、その点についてももう少し詳しく説明を頂きたいと同時に、令和19年度からと想定している基幹的改良事業によって、今回の民間委託については経費的メリットが出てくるという答弁だったと思いますが、その認識で合っているのかについて確認をさせてください。

最後にパワーバランスの部分で一定保てるのかというところですが、目先のところでは移管したとしても、一定保てるかもしれませんがその技術職員が退職された後にも民間委託というのは続くわけですから技術職員の人材育成が不可欠となると考えます。また委託後において組合として専門的知識を持った技術職員を直営で何名配置する必要があると考えておられるのかについてお聞かせください。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 初めに随意契約についてお答えさせていただきます。契約期間につきましては大半が単年度契約で、お答えいたしました期間に関しましては単年度契約を積み重ねた年数となっております。

またこれらの随契約につきましては本組合随意契約ガイドラインに基づいて契約を実施してございますところから、妥当であると考えてございます。契約につきましては契約の更新ではなく、契約満了ごとに新たに契約してございます。

次に市民への説明につきましてご説明させていただきます。市民の皆様に対しまして施設組合が果たす責任といたしましては、環境保全協定に記載されてございます、周辺地域における生活環境の保全と周辺地域の皆様との信頼関係を構築することであると考えてございます。このことを遵守しつつ、適正かつ効率的な運用を図るためごみ処理施設の管理及び運営のあり方を検討してまいりましたので、あり方を踏まえたこの度の委託は決して環境保全協定書を逸脱するものではなく、市民の皆様に対する責任を果たしていないことにはならないと考えてございます。次に実施計画の議会説明につきましてお答えさせていただきます。

実施計画の検討を終え、実施計画書案を作成した折には議員の皆様への提出をし、御説明をさせて頂きたいと考えてございます。

次に2重経費についてご説明させていただきます。令和4年度から18年度までの期間におきまして短期運転委託+長期運転委託又は、短期運転委託+長期包括委託のパターンを導入した場合に、熱回収施設において令和4年度から18年度に数名ずつ委託に伴って配置転換等が必要となる人員に係る経費が生じます。この人件費は両市へ移動した場合は、組合の負担にはなりません。両市へ移動することなく組合でかかえることとなった場合は、組合が負担することになります。この人件費を委託に係る人件費と合わせて2重経費として定義いたしました。

そして配置転換が円滑に行われた場合は、2重経費が生じないこととなりますので令和4年度から18年度までの期間においても経費的なメリットは含まれるとのシミュレーションとなっております。

次に技術職員に配置につきましてお答えさせていただきます。令和4年度から18年度の15年間を委託化を進めていく期間として適切に事務、技術の継承を行いながら、短期及び長期の運転委託や長期包括的運営委託を段階的に組み合わせることによりソフトランディングさせる必要がございます。その期間における組合として専門的知識を持った技術職員を直営で7名配置する予定でございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて、藤田茉莉議員の議案質疑を終結いたします。12番 岸田敦子議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の岸田敦子です。私も3点ほど質問させていただきます。

1点目が本組合のごみ処理基本計画についてお伺いします。実績報告書6ページに両市の人口とごみ量の5年間の推移が掲載されています。人口は右肩下がりで減少している一方ごみ量は増加傾向にあり平成28年度以降は年々増えています。本組合としてごみ処理基本計画がどうなっていたかを確認しますと組合の計画は29年度までのもので、それ以降は策定されていないの確認しました。その理由。まず、お答えいただきたいと思えます。

2つ目には太陽光発電とごみ発電による売払い金についてお伺いします。決算書13ページに太陽光発電電力売払い436万5,966円でごみ発電余剰電力売払い金が6,978万713円計上されています。本施設が出来て以降のそれぞれの売払い金の推移をお答えください。

3点目に、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討支援業務委託と職員の技術継承についてお伺いします。ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に関わる問題として委託となった場合、総務課、会計課、管理課、施設課の内どの課が委託対象となり、委託対象の業務に携わっている人は現段階で何人でしょうか、正職、再任用、任期付、非常勤別でお答えください。

また運転管理に関わる職員の内、平成6年度までの定年退職となる人数、11年度までの定年退職者、18年度までの定年退職者、その時点で残っている職員の年齢構成を教えてください。技術継承に関わっては今後の定年退職者の補充は正職を採用するのか、派遣職員で代用するのか、現段階でのお考えをお聞かせください。

（「岸田さん、平成って言うてるで」と呼ぶ者あり。）

1. 12番議員（岸田敦子君） すいません令和ですか。失礼しました、令和に訂正お願いします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 初めに本組合のごみ処理基本計画につきましてお答えさせていただきます。新ごみ処理施設の建設にあたり施設規模や処理方法を確定する必要があったため、過去におきま

しては両市と組合3者で一般廃棄物処理計画を策定した経過がございます。しかしながら本来この計画は廃棄物処理法第6条に基づき、市が作成するものであり、平成30年度2月の新ごみ処理場施設稼働に伴い、今後は組合としての一般廃棄物処理計画は策定いたしません、両市の計画に基づき運転管理を行うこととしてございます。

次に太陽光発電についてお答えさせていただきます。それぞれ電力の売払い金でございますが、まず太陽光発電電力売払い金につきましては、平成29年度は254万7,847円、平成30年度は433万6,373円でございます。

次にごみ発電余剰電力売払い金につきましては、平成29年度は2,886万7,738円。平成30年度は7,685万5,806円でございます。

次に、まず委託対象となります課につきましては、施設課となります。次に委託対象、すなわち現時点においての熱回収施設運転管理業務に携わっている職員につきましては、正規職員14名、再任用職員1名、労働派遣職員1名の計16名となっており、同正規職員の内、定年退職者数は、令和6年度までにはございません。令和11年度までには2名、令和18年度までには2名となっております。その時点において両市への配置転換は行わず、組合に残っているとした場合の職員の年齢構成は50歳代が6名、40歳代が4名となっております。最後に今後の定年退職者の補充につきましては、両市と組合で協議を進めていきたいと考えてございます。

1. 12番議員(岸田敦子君) はい。

1. 議長(久保田哲君) 12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) では、再質問をさせていただきます。1点目のごみ処理計画については、確かに法で市町村が計画を定めるというふうに明記されていて、この点は理解いたしました。ただ東大阪市と大東市の清掃施設組合のホームページを見ると両市のごみ減量化対策等がそこをクリックすると見れるように貼り付けているんです。で、今のご答弁だと本組合のホームページにもそのような工夫が必要ではないかと感じますので、工夫をして頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。

で、太陽光発電とごみ発電による売払い金については30年度と昨年度のごみ量を比較すると、全体で566トン増えているという状況があるのにごみ発電の売払い金は減っているということでこの関係の分析を教えてください。で、最後に管理運営のあり方に関して以前も聞いておりますけれども職員組合との協議。これが進んでいるのかどうか、合意が図られているのかどうかということを確認すると令和19年度以降、運転管理に関わる職員は10名残っているということでしたが、一部事務組合で採用した職員を両市で配置転換することは可能なかどうか。また、定年退職者の補充はどのタイミングで協議することになるのかをお伺いします。

1. 議長(久保田哲君) 二神局長。

1. 事務局長(二神和則君) 初めにホームページについてお答えさせていただきます。現在、本組合のホームページには両市へのホームページへのリンクを貼ってございますので、その先で閲覧は可能と考えてございます。

次に売払い金が減っていることについてお答えさせていただきます。平成30年度と令和元年度を比較しますと年度別ごみ量は、本施設に搬入される総量であり約566トン増加しておりますが、実績報告書の35ページの1の5にありますように、発電に関わる熱回収施設のごみ処理量は445.68トン減少しており、ごみ処理量が減少したことや発電効率に影響を与えるごみ質の変化によ

る発電量の減少に伴い、売電量は減少したと分析してございます。

職員との合意についてお答えさせていただきます。あり方検討等につきましては、職員への説明をしており、また本組合の労働組合とは、令和4年度から6年度の熱回収施設1班を委託することにつきましては合意してございます。

次に配置転換についてお答えさせていただきます。現在両市と組合で構成する実施計画検討委員会において実施計画の協議、調整、検討を行っており、その中で配置転換をする方法につきましても協議を行うこととしてございます。

次に定年退職者の補充についてお答えさせていただきます。現在両市と組合で構成する実施計画検討委員会において実施計画の協議調整を行っており、その中で退職者の補充についても協議を行うこととしてございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて、岸田敦子議員の議案質疑を終結いたします。これを持って質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） 3番藤田議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合歳入歳出決算認定について日本共産党を代表しまして、反対の討論を行います。令和元年度の決算状況は事業によっては随意契約の状況に課題があるものの概ね適正であると考えておりますが、今後の四交組合のあり方を大きく変え、下手をすれば他市ですでに起こっているような企業の言いなりで巨額の税金をつぎ込む事態ともなりかねない。ごみ処理に関する全ての運転管理を民間委託へと移行する流れが持ち込まれたことが、決算額以上に非常に重大な問題だと考えています。

そしてこの問題では、予算審議の際に結論ありきで進めるのではなく多角的な視点から時間をかけて検証や審議をすべきと指摘をしておりましたが結果的にたった3回の審議会開催に留まり結論が出されています。またこのあり方の検討というのは、将来的に長期運転管理委託か、また長期包括委託のどちらかに移行する流れが盛り込まれている計画であり、長期にわたって市民の税金を一部の企業に多額に支払い、専門的業務を民間へ移行するという内容です。こうした税金の使われ方に伴う重大な変更をかける計画にも関わらず、市民への情報提供は極めて不十分であり、意見聴取すら行われていない事態に対し到底認める訳にはいきません。合わせて四交組合として市民への情報提供や意見聴取の重要性に対する認識が甘いというふうに感じておりました、その改善を強く求め、まずは市民に対して説明責任をしっかりと果たしていただくことを要求いたします。

そして今回の質疑の中でも伺いましたが、この民間委託の最大の目的である経費削減については令和4年度から令和18年度ではスムーズな人員の移行等々が出来ればという前提があり、その削減が明確に期待できるものではないというふうに感じております。その後も基幹改良事業に伴う経費の削減を一番期待しているところだというふうに理解をいたしました。この点についても他市ではかえって自治体の負担を増やしている事例もある中で、実際のところどこまで削減できるのかや、また最初から工事契約を含む契約を委託契約の中にも含めることが工事契約は基本的に請負契約でなければならないとする、建設業法としても適正なのか、また長期の委託やその後の基幹改良事業を見込むことで、本当に焼却炉メーカーによる自治体の囲い込みにつながらないのかなど、不透明な点が多く残されていることを指摘し明確な対策案を議会へ示して頂きたいと。また、その議論が出来る場

を保障して頂きたいことを求めます。

そうした点を踏まえ今回の決算認定については、将来的な責任を負う重大な中身があり、その到達点がまだ未到達であるというふうと考えているところから承認出来ないということを申し添えまして反対といたします。

1. 議長（久保田哲君） はい。他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって認定第1号 令和元年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については、可決されました。

日程第6 議案第3号 令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） はい。ただ今議題となりました議案第3号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算第1号につきましてご説明を申し上げますので恐れ入りますが補正予算書をご覧頂きたいと存じます。

この補正予算第1号は、債務負担行為を新たに設けることとなっております。それでは内容について改めてご説明させていただきます。補正予算書第1号1ページをお開き頂きたいと存じます。債務負担行為第1条 地方自治法第292条において準用する同法214条の規定により債務負担をする行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は第1表 債務負担行為としており内容のご説明は、第1表 債務負担行為でさせていただきますので、2ページをお開きいただきたいと存じます。合わせまして、参考資料のごみ処理施設の管理及び運営のあり方を合わせてご覧頂きたいと存じます。

これは昨年度に、両市と組合でごみ処理施設の管理及び運営のあり方の検討を行いその結果を報告書に取りまとめ、その検討報告書の妥当性等について、審議会で諮問し答申を頂きました。審議会の答申を踏まえ今年度、両市と組合にて本組合のごみ処理施設への管理運営方式について決定し議員の皆様にご報告させていただいたところでございます。

このごみ処理施設の管理運営方式は熱回収施設とリサイクル施設の運転管理を令和4年度から一括して委託することとしております。しかしながらリサイクル施設の運転管理は稼働当初、運転管理委託を行っており令和2年度、令和3年3月31日をもって原契約は終了いたします。そこで令和3年度リサイクル施設の運転管理に係る委託をどのように対応すべきか、組合並びに両市と協議をいたしました結果、リサイクル施設は令和3年度から令和6年度の4年間を熱回収施設は、令和4年度から令和6年度の3年間を一括して契約することが経済性、効率性の観点から望ましいと決定いたしました。

つきましては令和3年度から委託となりますことから業者の人材確保の観点やリサイクル施設の

引継ぎに伴う業務などから早期に入札を行う必要がありますので、令和2年度に債務負担行為を設定させていただきたく、この度補正予算を上程させていただきたくものでございます。

その内容でございますが表をご覧くださいと存じます。事項、ごみ処理施設運転管理業務を委託に関わる経費、期間 令和3年度から令和6年度、限度額9億0,579万5,000円となっております。以上誠に簡単でございますが議案第3号 令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算第1号のご説明とさせていただきます。よろしく審議を賜りご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（久保田哲君） 内容説明はお聞きの次第です。

これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行なってまいります。ただ今から順次質疑を許可いたします。4番山本景議員。

1. 4番議員（山本 景君） 取り下げでお願いします。

1. 議 長（久保田哲君） 取り下げで。はい。これにて山本景議員の議案質疑を取り下げられましたので終結いたします。3番藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。それでは私の方から質問させていただきたいと思います。今回の補正予算ですけれども、先ほどの決算審議のところでも指摘をさせて頂いておりますが、実施計画書がまだ案の状態も議会で示されていない状況での予算計上ということになっております。リサイクル施設について当初のあり方の報告の中では、令和4年度からとしていたものを、現在の委託契約は令和2年度で切れるということから、そのあり方の計画を前倒しをしてリサイクル施設については令和3年度からというふうにする内容ということで先ほど説明がありました。

そもそも実施計画書が出来ていない中で予算計上すること自体が、行政手続きのあり方の筋論として私は間違っているのではないかというふうに考えます。議会や市民を軽視しているといわざるを得ないと思いますが、組合としてどのような認識のもと、このような予算計上されたのか説明を求めます。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議 長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） お答えさせていただきます。組合といたしましては、これまでごみ処理施設の管理及び運営のあり方、検討報告書の説明や、審議会の諮問、答申の内容などの情報提供などを行ってまいりました。また、本組合のごみ処理施設の管理運営方式につきましては補正予算第1号参考資料にもお示ししておりますように決定し、順次進めていくこととしておりますと議員の皆様へのご説明をさせて頂いております。

また、あり方検討報告書のまとめに退職者数は考慮したが再任用職員や定年延長など不確定要素もあることから実施するにあたり、実施計画を策定する必要がある。また、両市の人事における採用計画との整合を図る中で、配置転換が必要となる人員について身分移管を含め具体的に検討する必要があるとしており、これに基づき現在組合と両市の職員において実施計画について協議、検討を行っているところであります。この実施計画で熱回収施設の運転管理委託を新たに行うことから、現職員の動向について協議を進めているところでございます。

現在、熱回収施設の運転管理業務は4班で行っており、令和4年から令和6年度はその内運転管理業務の1班、4名の委託をすることとしておりますが、これまで退職者の欠員補充として任期付職員

や労働者の派遣による対応事務や技術の継承の観点から正規職員で行うことを考えておりますことから事実上、実施計画における課題がございません。したがって予算計上につきましては現在実施計画の作成の途中ではございますが、問題ないと考えてございます、ご理解よろしく申し上げます。

1. 議長（久保田哲君） 藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。すいません。再質問させて頂きたいと思いますが、問題ないという答弁に私は非常に問題があると考えます。先ほどの答弁の中であり方の検討の報告書のまとめというところの答弁がありましたが、退職者数が考慮したが再任用職員や定年延長など不確定要素もあることから実施するにあたっては、民間委託を実施するにあたっては、その実施計画を策定する必要があると報告書にまとめられていると、私たち議会としては、その段階の報告は受けましたけれども実施計画書についての報告はまだ正式には受けておりません。案も提示されていない状況です。それから事実上実施計画における課題はありませんという答弁を先ほどされましたが、事実上本当に課題があるのか、ないのか、それを私たちは返答する資料がございません。その上でこの予算を計上されてもですね、何の根拠を元に私たちはこの予算計上が適正なのかどうかを判断するものを持ち合わせておりません。そういう意味で、今回の予算計上というのは議会の軽視だと私は改めて感じております。それに対して問題がないという答弁について改めて本当に問題がないのか再答弁を求めます。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 実施計画の議題につきましてご説明させていただきます。先ほどもご答弁させていただきましたように実施計画につきましては、再任用職員や定年延長などの不確定要素や両市も人事採用計画の整合を図る中で配置転換が必要となる人員について身分移管を検討するものでございます。

現在令和4年度から18年度までの実施計画の検討でございますが、令和4年度から6年度につきましては欠員補充の対応を任期付職員や労働者派遣などから正規職員で行うことを考えてございます。このことにより両市への配置転換が必要でないことから令和3年度のリサイクル施設の運転管理業務委託を令和4年度から熱回収施設とリサイクル施設の運転管理業務の一括委託と合わせることで、経済性や効率性からも良い方であると、判断させて頂いたものでございます。

1. 3番議員（藤田茉里君） 意見だけ申し上げても、言わせて頂いてもよろしいでしょうか。

1. 議長（久保田哲君） はい。特別にはいい。藤田議員どうぞ。

1. 3番議員（藤田茉里君） すいません。ありがとうございます。最後に意見だけ言わせて頂きたいと思います。先ほど局長の方から、経済性、効率性の観点から適正だという答弁がありましたが、それを議会としても客観的に審議をするその責任は、議会の責任です。その資料がない中でそれを議会として判断しろというのは、あまりにも酷な話ではないでしょうか。市民に責任を負う一議員として、このような土台が、そもそもない予算審議に対して責任を持った審議が出来ないと私は考えます。組合としてのその考え方、まず改めて頂かなければ巨額な税金を投入するその予算計上ですから、まともな審議が出来ません。考えを改めて頂くことを求めて質問を終わります。

1. 議長（久保田哲君） これにて藤田茉里議員の議案質疑を結びたいと思います。12番 岸田敦子議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。私からも何点か質問させていただきます。まず1点目には、ごみ

処理を一部事務組合で運営するメリットについて、かなり基本的なことに立ち戻りますけれどもこれをどのようにお考えかということをお伺いします。

また、管理運営のあり方の検討は本ごみ処理施設建設の際に検討していなかったというふうに聞いています。いつ、どこで、誰が、どの方針を示したのか。管理運営のあり方を検討する発端はどこだったのかお答えください。

3点目に、管理運営のあり方を審議会の答申での方向で進めていく場合、審議会答申出された方向で進めていく場合ですね。18年度までの職員体制がどう変化していくのか説明をお願いします。現在の職員体制では焼却炉の改修が必要な場合、技術職員が機械の技術的な判断をし、改修の発注をしていると聞いています。それが技術的知識が継承されなくなると、補修、改修については業者のいいなりになり、長期的に見ると費用の増大になりかねないのではないかと強く懸念します。長期的な配置換えとはいえ、運転管理職員が全て入れ替わると機械の技術継承がなされないことになり、業者言いいなりにならない方策はあるといえるのかどうお考えでしょうか。

また本施設が建てられる前は、長年地元住民による反対運動がありました。そうした地元住民への対応、配慮が必要な施設でもあります。そういったことを踏まえた業者選定となるのか、ご答弁を求めます。

また、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書78ページでは、委託会社が業績不振などになった場合のリスク対応について、特別目的会社S P Cを設立することによって、事業の影響を与えないようにすることが書かれていますが、特別目的会社を設立するデメリットはないのでしょうか、また、特別目的会社を設立しない場合、倒産や業務停止となったなどの場合のリスク分担またその場合の運転業務継続の方策を考えておられますか、以上ご答弁をお願いします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） お答えさせていただきます。初めに組合で運営するメリットにつきましてお答えさせていただきます。それぞれの市がごみ処理施設を建設し、管理運営をするよりも一部事務組合で行う方が、ごみ処理施設の建設費、管理費、管理運営費などの経済性や効率性の観点からメリットがあると考えてございます。

次にごみ処理施設の管理及び運営のあり方について、両市と組合の3者で検討を進めることになった経緯についてでございますが、本ごみ処理施設は平成30年1月に建設が完了し、2月から供用開始してございます。旧施設と比較してリサイクル施設や発電設備の設置に伴い業務量の増加や技術水準の向上など多くの変化が生じてございます。

また、少子高齢化や地方財政のひっ迫などで両市の取り巻く社会情勢についてもさまざまに変化してきており今後も安全、安心に加え、安定した経済性に優れた施設を目指す必要がございます。このような中、両市と協議を経て平成30年度に組合にて施設の運営のあり方について、調査、研究を行ってまいりました。今後の運営のあり方の進め方について、平成31年1月から両市と組合で協議を行い、両市の副市長、部長、組合の事務局長などで構成をする政策調整委員会において今後のごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることの確認をしてございます。

次に熱回収施設の運転管理と職員体制についてお答えさせていただきます。令和4年度から6年度は、1班を委託することとなりますので4名の減、令和7年度から11年度は2班を委託することとなりますので8名の減、令和12年度から18年度は全班を委託することとなりますので16名

の減となります。

続きまして、補修、改修等の技術的知識の継承でございますが、施設の運転管理職員とは別に維持管理を行う職員も配置してございます。ごみ処理施設の補修等の必要性の判断は維持管理の担当職員が行うこととなりますので技術的な知識も継承されることとなりますことから業者の対応につきましても問題はないと考えてございます。次に、地元住民への対応配慮についてでございます。本施設は、周辺地域の皆様のご理解により建設できたものと認識してございます。契約にあたりましては、周辺地域の皆様との約束した環境保全協定などを遵守することなど条件をつけていく考えでございます。

次に特別目的会社についてお答えさせていただきます。目的会社を設置するデメリットといたしましては、設置しない場合よりも経費が増大するというところでございます。特別目的会社を設置しない場合は倒産や業務停止などにあった場合は本事業の継続は困難となる恐れがありますので、事業の独立性を保ち、事業破綻等のリスクを回避するには特別目的会社の設置が望ましいと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。では再質問いたします。まず、一部事務組合での運営のメリットってというのは確におっしゃっていただいたようなこともあるとは思いつつ、職員を独自で採用することでごみの専門化、プロを育てるということが出来るのではないかと、そういった面もあるのではないかと考えておりますが、ご見解をお伺い頂きたいと思っております。

この検討について協議の進め方経過を答弁して頂きましたけれども、30年に両市との協議を経て、あり方の調査を始めたということで、今年の3月議会でも、私同じ質問をしております、これに関してもう少し踏み込んで聞きたいと思って質問をしたつもりだったんです。再度、その協議は具体的に何月何日いつから始まったことかということをお答え頂きたいのと、どういう目的の会議でその話が出されたのか、発言が出されたのは四條畷市か交野市か組合か、どの立場の人から出されたかお伺いしたいと思っております。

また、管理運営のあり方を変更しようとする主な目的、先程来経費の削減だということ、トータルの経費削減だということも答弁がありましたけれども、改めてお伺いしたいと思っております。それで、職員の配置に関してですけれども、維持管理を行う職員というのは、何人配置の予定なのか、大規模改修時期、建て替え時期はいつを想定しているか、その際に工事の必要性の有無、工事個所の特定、企画や設計図の作成は施設組合で行えるのかどうか、その点のご答弁をお願いします。

で、今、報告書では5つの導入パターンが示されていて、審議会ではD及びD'が望ましいということが出されていますけれども、これらは特別目的会社を設立することが前提となっているのかどうか、また、経費の増大はどの程度になると見込まれているか、特定目的会社の設定を入札の条件と考えているのかどうか、また、長期包括契約を実施した組合でごみ量の予測に各市の減量化計画が反映されず、各市の資源化や減量化が生かされない事態となったという報道もあります。このような問題を発生させないということが断定できるかどうか、その点お伺いします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） お答えさせていただきます。技術を継承していくという面におきましては、その職務に精通した職員を育てるということは認識してございますが、職員の採用につきましては

直接採用や両市で採用し組合に派遣するという方法もあると考えてございます。

次に今後のごみ処理施設の管理及び運営につきましては、業務として行うものであり組合がごみ処理施設の管理及び運営のあり方について調査、研究をいたしました。後に両市の主担部局、及び事務局、組合事務局で構成する組合の重要課題の協議を目的とした構成都市連絡協議会でこの調査、研究を基にごみ処理施設の管理及び運営のあり方を検討する必要があるとなったことから先ほども答弁させていただきましたように政策調整委員会にて、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について検討を進めることを確認したものでございます。管理運営のあり方を変更しようという主な目的についてお答えさせていただきます。

周辺環境の保全、安全な安心できる安定した経済性に優れた施設の運営をはじめとする本組合の施設管理運営コンセプトを遵守しながら適正かつ効率的な運営形態を目指すことを目的としてございます。維持管理を行う職員は7名を配置する予定としてございます。大規模改修の時期につきましては令和19年を想定してございます。

その際の内容を組合で行うかということですが、工事の必要性や工事の箇所の特定、企画、計画図の作成については、組合が主体的に判断することになると考えてございます。審議会での5つのパターンの内D'のパターンにつきましては特定目的会社の設置を前提条件として比較してございます。それに伴う経費の増大の程度につきましては令和12年から18年の7年間で約1億5,000万になります。入札条件の特定目的会社の入札条件につきましては、入札の条件としたいと考えてございます。

両市のごみの予測の減量化の反映につきまして、お答えさせていただきます。反映されるべき各市の資源化や減量化計画が反映されていないとなるとなぜ反映されていないのか、その要因を分析し対策を講じる必要がございます。そこで長期包括を包括委託を行う場合には事前に検討すべき内容であるとと考えてございます。

1. 12番議員(岸田敦子君) 議長すいません。答弁漏れもあるのでお願いします。

1. 議長(久保田哲君) はい。12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) あり方検討のことの始めですね、ご答弁では組合が調査、研究を始めたということありましたけれども、いつ、何月何日からその協議を始めたのかということに関して私は聞きたかったのでそのご答弁を、ぜひお願いします。今、現段階でお願いします。

で、あとですね今ご答弁いただいたようにこの18年度までの部分に関しては特別目的会社を設置することが前提でただそうすると費用が増大するというのを認めておられて、ただその先でないと財政効果はないということは藤田議員の答弁でもありましたけれども、本当にトータル経費削減になる内容なのかどうなのか、まだ十分に判断できません。

で、また、先ほどの藤田議員の質疑の中で計画が提示されていない中での予算計上でその理由としてはリサイクル施設の契約が切れるということでこの委託の業務を先に進めたいということでありましてけれども、計画が私たちが内容を判断できない中で安易に安全、安心が本当に担保されるのかということが十分に検証されないということは大きな問題だと思います。以上のことを述べて質問を終わります。再々質問を1点だけお願いします。

1. 議長(久保田哲君) 答弁漏れがありましたのでその点についてだけ。はい。

1. 事務局(奥田浩樹君) 議長。

1. 議 長（久保田哲君） 奥田次長。
1. 事 務 局（奥田浩樹君） 今、岸田議員さんの方から答弁漏れということで組合が調査、研究を開始したということ時期ということでございますけれども、私たちがこの新ごみ処理施設、30年の2月から開始してございます。で、先ほども答弁申し上げますけれどもやはりこのごみ処理施設の管理運営というのは業務の1つでもあるということで4月に入った以降ですね。組合の中で調査研究をしていこうということで始めたものでございます。
1. 議 長（久保田哲君） はい。これにて岸田敦子議員の議案質疑を終結いたします。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございますか。
1. 12番議員（岸田敦子君） はい。
1. 議 長（久保田哲君） 12番。岸田議員。
1. 12番議員（岸田敦子君） はい。四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論します。

ごみ行政は、廃棄物の排出を分別やリサイクル等で抑制し、計画的な処理を行うことで市民の環境衛生を確保すべきものであり、公共性が高い分野です。その管理運営は民間業者に委託することになれば今回のやり取りのみでは、事業の問題点が十分に把握できず、さまざまな懸念が残ったと言わざるを得ません。私たちは専門的な技術の継承が本当に現状維持出来るのか、技術継承が現状維持出来なければ機械のチェック機能が低下し長期的に見れば費用の増大とならないか。また、利潤や効率性が最優先され安心安全がおびやかされないか。さらに費用の削減効果を目的としながら、特別目的会社を設置すればリスクは低くなるものの逆に費用が増大することが明らかになり、トータル削減効果が本当にありうるのか。また、他の施設組合では落札時と事業を実施してからのVMFが変動しリスク協議によって削減効果は下がったという事態もあり、以上のようなさまざまな問題が起こった場合、市民の負担増につながるのではないかという懸念がぬぐい切れません。安全、安心なごみ処理が逆行する懸念がある以上、認めることは出来ません。

加えて質疑の中で実施計画書が出来ていない中で予算計上する問題点も指摘され、課題がないということが言われましたけれども私とその判断ができないことが大いに問題だと考えます。議会や市民を軽視していると言わざるを得ない。またさらに市民への説明も一切なく市民や議会をないがしろにして進めるやり方も問題だと指摘します。こうしたごみ行政の民営化の背景には地方自治体が持つ権限を国際的な巨大資本や巨大焼却炉メーカーへ権限移譲することで、国や自治体からお金を引き出すことが目的とされ、さらにそこから利権が生まれたとの報道もあります。こうした目論見が背景にある民営化について、日本共産党は絶対に認められないということも加えておきます。この計画については、今後も繰り返し取り上げることも申し述べ、本補正予算に対する討論とします。
1. 議 長（久保田哲君） 他に討論ありますか。
1. 8番議員（大矢克巳君） 議長いいですか。
1. 議 長（久保田哲君） 8番。大矢議員。
1. 8番議員（大矢克巳君） これ議事録にもし残んねやったらさっきの岸田さんのね。答弁漏れの時に、どさくさに紛れて再々質問お願いしますと言うたんですけれども、それ抹消せなあかんのちゃいますの、それはどうなんですか、さっきご自身で再々質問をお願いします言いましたけれど、再々質問はない話ですよんか。この場では。

1. 12番議員(岸田敦子君) 議長が認めたらその限りではないというルールになっているんです。
1. 議長(久保田哲君) 会議規則に則って私の方から岸田議員に発言の許可を認めました。で、一部発言の答弁漏れがあるということだったので発言を許可したので、その内容について精査をして後日幹事会を含めて調査をさせてください。この場では、はい。
1. 8番議員(大矢克巳君) 先ほど、ご自身が再々質問までお願いしますと言いはったからやね。それはおかしいで。再質問まででしょ。
1. 議長(久保田哲君) そうです。
1. 8番議員(大矢克巳君) ここのルールは、そこはもう議事録から抹消しないかんのちゃいますの。もし残すのであれば、本人が言いはってんやから。
1. 議長(久保田哲君) ルールが私の方で許可をしたので、発言をされたんです。それでその内容についてその答弁漏れ以外の部分の発言があったということやったら、内容はこちらの方で一旦幹事会を含めて預からせていただきたいと思います。発言自体は私の方の権限で許可いたしましたので、これは会議規則第49条に記載をさせていただいていますので、ご了解いただきたいと思います。はい。他に討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(久保田哲君) はい。お諮りいたします。議案第3号 令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
1. 議長(久保田哲君) 起立多数であります。よって議案第3号 令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)については可決されました。

日程第7 一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。

なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可いたします。4番山本景議員。

1. 4番議員(山本 景君) はい。私からはですね。この新炉を決めたのはこのごみ処理場、まあ費用のところにつきまして1から5点に渡って質問をいたします。

まず1つ目として、旧炉の解体費用がだいたい明らかになった時期ですので最終的に新炉の用地費、インフラ整備費、新炉の建設費、トータルの新炉そのものの費用、あと旧炉解体の費用は、これいくらなのかをお伺いいたします。

2点目として今言ったこの費用の内、国庫支出金や地方交付税交付金により補填される額がいくらなのか、実質的に交野と四條畷、総額いくら負担をするのかをお伺いいたします。

3点目として、1点目と2点目、費用と国が出すお金と聞きましたが、それを差引いた額、各年度費用負担の見込みについてお伺いをいたします。

4点目として、新炉、新しい炉の稼働率、処理能力に対して搬入量と今後の稼働率の見込みについてお伺いをいたします。

5点目のところですが、結局何言いたいかという環境技術の向上によりまして新しい焼却炉の建設費用は高騰しております。この流れを変えるところは中々難しいところで、ただ一方で交野と四條畷の人口がそれぞれ10万人以下。足しても大東市よりも少なく、両市の人口足しても、寝屋川市の半分程度という人口で、この2市で今後も組合を運営するというやり方は果たしてどう

なのか。稼働率をもっと上げて、費用抑制を図るというやり方もあると思いますが。以上5点についての答弁をお願いします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） お答えさせていただきます。初めに新ごみ処理施設の建設に要した総額は約143億8,100万でございます。次に旧施設であります清滝ごみ焼却施設の解体費用につきましてはこれまで組合議会では概算で約10億は必要ではないかとお答えさせていただいてございますが、現在2か年の継続事業を行っております。清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務で解体費用を算出することとなっております。

次に、国庫支出金につきましては約35億3,500万でございます。次に地方交付税につきましては直接組合に交付されるものではございません。交野市及び四條畷市に対して交付されるものがございます。構成両市の財政課に算出方法を確認し、組合において地方債の発行額において試算いたしました結果、約31億2,300万となります。合算しますと約66億5,800万となり実質的な一般財源の両市の負担は約77億2,300万となります。

これを令和2年度の分担金比率で算出しますと、交野市が約43億6,900万。四條畷市が33億5,400万となります。今後の費用の負担見込みでございますが、各年度の費用負担の見込みにつきましては、今後地方債の償還に係る費用が本年度で約5億2,000万となり、以後令和12年度までは、5億程度の償還が続き、その後令和13年、14年では約4億程度の償還をする予定となっております。

新炉の稼働率についてお答えさせていただきます。

まずは熱回収施設の処理能力の設計は年間運転日数を2炉合わせまして560日で算出しております。令和元年度における熱回収施設の運転日数は531日であることから、稼働率は約95%となっております。

次にリサイクル施設の処理能力の設計では粗大系ラインの年間運転日数を244日に算出しております。令和元年度の粗大系ラインにおける運転日数は199日であることから稼働率は約82%となっております。また、資源系ラインの年間運転日数も244日で算出しておりますことから令和元年度の資源系ラインにおける運転日数は228日であることから稼働率は約93%となっております。両市の一般廃棄物ごみ処理基本計画では減量化によりごみが減少していくこととなっておりますので今後の稼働率はそれに伴い減少するものと考えてございます。

最後に広域組合の件についてお答えさせていただきます。一部事務組合の設置につきましては地方自治法第284条第2項の規定に基づくこととなりますので広域化にすることになりますと組合で検討するのではなく、交野市及び四條畷市で検討されるものと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 4番山本議員。

1. 4番議員（山本 景君） 5のところ。最後のところで再質問したいんですけども、結局私が質問が言いかったことは、新炉とかを建設する費用は、本当に高くなってますし、ここで150億と。150億ってまあどれくらいのものかというたら、交野の例えば庁舎移転が83億で、施設一体型小中一貫校で60億。これ両方足した金額より高い金額がこの新炉ではかかっております。ただ一方で国から66億はもらえているというところなんですけれども、一方で稼働率については計算の仕方にもよるんですが、今後低下をする見込みであると。こうすると今後も2市でやるというのが果たして

妥当なのかどうかを考えるとですね。お金の面でいったら、複数の市で複数の炉を持って融通し合った方が安全性も高く費用も下がるのかなと思います。

で、今、最後の所の答弁で両市で検討されるという答弁なんですけれども、おそらく現場の意見としては他と一緒に組んだ方が安くなりますよくらいの感覚があるのかなと思いますがそこら辺の助言程度だとは思いますが、やるのはどうかとは思いますがいかがですか。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 答弁でもお答えさせていただいた通り、広域化の検討そのものは両市、構成市でされることとなっておりますので。ただまあ、ごみ量が増えれば、一定費用的にもトータルとしてはコストが安くなる可能性がありますけれども、同じことですけれども検討そのものは組合ではなくて、構成市、交野市及び四條畷市で、されることと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて山本景議員の一般質問を終結いたします。2番北尾 学議員。

1. 2番議員（北尾 学君） はい。それでは、コロナ禍での安定的な施設運営について質問をさせていただきます。新型コロナウイルスの感染症は、いまだ治まる気配がなく、これから冬にかけてさらなる感染拡大も心配されています。本施設組合においても感染拡大によってごみ処理業務に支障が出ることはないよう、万全の感染防止策が求められていると思いますが施設内のコロナ感染の拡大を防止するためにどのような対策を取っているのかお聞きします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 対策についてお答えさせていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、国、大阪府、両市などの対応も踏まえ、又他市の施設の状況も確認した上で次のような対応をしております。

まず施設見学は当面中止。守衛室や管理棟の受付テーブルなどの消毒を定期的におこなっております。次に職員の健康管理といたしましては、手洗いの徹底、マスクの着用の推奨をすると共に出勤前の検温を実施しております。

次に業務継続維持の対応といたしましては事務室においての執務を行う職員を会議室などを分散しまして業務をおこなっており、各室においては約2メートルの間隔になるように机を配置しております。

1. 議長（久保田哲君） 2番北尾議員。

1. 2番議員（北尾 学君） 感染防止対策を取っていても何らかの要因で職員に感染が広がる事態もないとは言えません。施設職員に万が一クラスターが発生し多数の職員が出勤できなくなった場合施設の運転が出来なくなる事態も考えられますが、そうした場合どのような体制で施設運営を行っていくのかお聞きします。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 施設に多数の感染者等が発生した場合の施設の運転の対応につきましてはリサイクル施設は民間への委託を行っておりますので委託業者に対してコロナウイルスに感染した職員が発生したとしても、業務を止めることなく対応して頂けるように求めています。

熱回収施設は4班24時間交代で職員が運転をおこなっており現時点におきましては2班の職員がコロナウイルスに感染したとしても、日勤者ですね。日勤勤務者の方から応援の対応によるように考えてございます。

1. 議 長（久保田哲君） 2 番北尾議員。

1. 2 番議員（北尾 学君） 交代勤務なので対応が出来るとの答弁ですが、最悪の事態も想定した検討が必要だと思います。そこでお聞きしますが、災害時に施設の運営が出来なくなった場合、他市と相互支援する協定があると思いますが、コロナ感染の影響で運転できない場合などにもその協定で対応できるのでしょうか。

1. 議 長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 本組合及び両市が締結してございます、一般廃棄物処理に関わる相互支援や災害時における一般廃棄物、可燃ごみ処理に関する相互支援の協定につきましては、ウイルス感染などにより施設が稼働できない場合を想定して協定を締結したものではありません。

1. 議 長（久保田哲君） 2 番北尾議員。

1. 2 番議員（北尾 学君） 他市ではコロナの感染拡大で、ごみ処理施設の運転を中止せざるを得ない状況を想定して、民間事業者と協定を組んでいるところも見受けられます。災害に準じた相互支援が可能になれば一定、安心できると思いますので災害の協定でも、対応出来るように検討を求めています。

次に職員に感染者が出た場合、感染拡大やクラスターの発生を防ぐためには職員に 1 人でも感染者が出た場合にでも、濃厚接触者に特定されないものも含めまして同一職員の全員に PCR 検査の施設の責任で行うべきと考えますけども、いかがですか？

1. 議 長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 基本的には職員に感染者が発生した場合には保健所等の指示に従い対応するものと考えてございますが、今後両市との協議をしてまいりたいと考えてございます。

1. 議 長（久保田哲君） 2 番北尾議員。

1. 2 番議員（北尾 学君） 市民の生活に欠かせないごみ処理施設の運営が止まることがないように。感染拡大の防止と緊急時の対応に万全の対策を取ることを求めて質問を終わらせていただきます。

1. 議 長（久保田哲君） これにて北尾学議員の一般質問を終結いたします。本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 議長。

1. 議 長（久保田哲君） 管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） はい。第 2 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の組合議会におきましては、新しく議長に、久保田哲議員さんのご就任をいただいたところでございます。この場をお借りしましてお祝いを申し上げます。

また、令和元年度決算の案件と補正予算の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、ご可決、ご認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

本施設は引き続き、環境保全に努め、良好な施設運営の推進に努めてまいります所存でございます。

議員の皆様には、新ごみ処理施設の良好な運営の推進に、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議 長（久保田哲君） 以上をもちまして、令和 2 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2

回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

(時に16時04分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和2年 10月15日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

久保田 哲

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

吉田 裕彦

四條畷市交野市清掃施設組合議員

渡辺 裕

四條畷市交野市清掃施設組合議員

長畑 浩則